

環境厚生常任委員会

日 時 平成26年12月12日（金）

午前10時～

場 所 第1委員会室

1 開 議

2 日程説明

3 議案審査

【市立病院】

(1) 第8号議案 平成26年度亀岡市病院事業会計補正予算（第2号）

【環境市民部】

(2) 第1号議案 平成26年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

(3) 第2号議案 平成26年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

(4) 第5号議案 平成26年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

(5) 第17号議案 亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の制定について

(6) 第18号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【健康福祉部】

(7) 第1号議案 平成26年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

4 行政報告

【健康福祉部】

(1) 亀岡市子ども・子育て支援事業計画について

(2) 亀岡市障害者基本計画及び第4期亀岡市障害福祉計画について

(3) 亀岡市いきいき長寿プランについて

5 討 論～採 決

6 要望について

(1) 「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望

7 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の 国内適正処理体制の確立を求める意見書（案）

2013年10月10日、熊本市で開催された外交会議において、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から、人の健康及び環境を保護することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が、約140カ国の賛同を得て採択された。我が国は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意のもと、こうした問題に直面している国々の関係者が対策に取り組む意思を世界で共有していくという立場から、本条約を水俣条約と名付けることを提案し、全会一致で各国の賛同を得たものである。今後、国際社会との緊密な連携と、国内における水銀対策の更なる強化が求められる。

亀岡市においては、使用済み蛍光管の拠点回収を行っているが、地方自治体において水銀体温計、水銀血圧計などを含め不要となった水銀を含有する製品を全て回収することは困難であり、水銀の適正な処理を確保するためには、製造・販売事業者も協力して回収・処理する仕組みが不可欠である。

よって国におかれては、「水銀に関する水俣条約」の早期発効に向け、国際的な働き掛けを強化するとともに、法整備をはじめとした、水銀含有廃棄物の適正処理を確保するための実効性の高い枠組みを早期に確立することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣

宛

亀岡市議会議長 明田 昭

本市の自然エネルギー施策に関する委員会での意見（案）

環境厚生常任委員会は、飯田市への視察をもとに本市の自然エネルギー施策について委員間で意見交換を重ねてきました。

現在、本市が進める同施策は、「サンパワープロジェクト5M（メガ）」の名称から明らかなように太陽光を活用した再生可能エネルギーの普及啓発を目指すものです。

市民との協働による導入4M、公共施設への導入1Mの合わせて5Mを目指す計画は、住宅用太陽光発電システム設置者に対する助成の効果もあり、計画自体は順調に推移しているものと判断します。

一方、当委員会として今後の本市の自然エネルギー施策が目指すべき方向性を考えた時、早晚達成されるであろう「亀岡・サンパワープロジェクト5M」に続く後の展開が不明確である、という意見が多く出されました。その理由として前計画である「亀岡市地域新エネルギービジョン」に対する検証結果と現計画との整合性が指摘されています。

前計画では「亀岡市の特性や資源を活かした新エネルギーの導入を目指す」という目標のもと太陽光に限らず、水力・風力・バイオマス・地熱など多様な資源が明記されていましたが、平成23年「亀岡市自然エネルギーに関する検討会議」において太陽光の推進を最優先とする旨の提言があったことから今日の施策に至っていることは一定理解できます。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北大震災を機にエネルギーに関する状況は一変したと考えられます。太陽光発電は固定価格買取制度（FIT）が導入されて以来急速に普及していますが、買取価格の引き下げなど継続性に対する不安要素も出てきています。また、休止している原子力発電に替わり火力発電の割合が高まっていることは、CO₂排出による地球温暖化という世界レベルでの環境問題につながっていきます。

このような状況から、本市のエネルギー施策は何を目指すのか、この点をより明確にしていく必要がある、という意見が多く出されました。

太陽光のみならず再生可能エネルギーの導入も地域性や経済性、技術の成熟など、本市にとって真に活用可能なものであることを十分に検討する必要があります。また身近な取り組みとして省エネ活動に取り組むこと、省エネ・再生可能エネルギー導入への啓発活動や次世代を担う子供たちへの環境教育などに取り組むことも重要です。

市民一人ひとりのエネルギーに関する意識を高めながら、並行して本市として活用可能な技術や運用の仕組みなどを検討する必要がある、そのためにも目指すべきビジョンをしっかりと定めていくことが欠かせません。

持続可能な社会を築くためにも、明確なビジョン策定に取り組まれることを強く要望し、当委員会の意見とします。

環境厚生常任委員長 立花 武子

出産育児一時金等の見直しについて（平成27年1月実施）

○産科医療補償制度で分娩機関が支払う掛金が引き下げられることに伴い、上昇傾向にある出産費用を勘案して、出産育児一時金の支給総額を維持することを内容とする健康保険法施行令の一部改正が行われた。

現 行	
産科医療補償制度における掛金	3万円
出産育児一時金	39万円
合計	42万円



変更後	
産科医療補償制度における掛金	1.6万円
出産育児一時金	40.4万円
合計	42万円

* 産科医療補償制度とは…

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としている制度です。

「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の
国内適正処理体制の確立を求める意見書（案）

2013年10月10日、熊本市で開催された外交会議において、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から、人の健康及び環境を保護することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が、約140カ国の賛同を得て採択された。我が国は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意のもと、こうした問題に直面している国々の関係者が対策に取り組む意思を世界で共有していくという立場から、本条約を水俣条約と名付けることを提案し、全会一致で各国の賛同を得たものである。今後、国際社会との緊密な連携と、国内における水銀対策の更なる強化が求められる。

亀岡市においては、使用済み蛍光管の拠点回収を行っているが、地方自治体において水銀体温計、水銀血圧計などを含め不要となった水銀を含有する製品を全て回収することは困難であり、水銀の適正な処理を確保するためには、製造・販売事業者も協力して回収・処理する仕組みが不可欠である。

よって国におかれては、「水銀に関する水俣条約」の早期発効に向け、国際的な働き掛けを強化するとともに、法整備をはじめとした、水銀含有廃棄物の適正処理を確保するための実効性の高い枠組みを早期に確立することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣

宛

亀岡市議会議長 明田 昭

本市の自然エネルギー施策に関する委員会での意見（案）

環境厚生常任委員会は、飯田市への視察をもとに本市の自然エネルギー施策について委員間で意見交換を重ねてきました。

現在、本市が進める同施策は、「サンパワープロジェクト5M（メガ）」の名称から明らかなように太陽光を活用した再生可能エネルギーの普及啓発を目指すものです。

市民との協働による導入4M、公共施設への導入1Mの合わせて5Mを目指す計画は、住宅用太陽光発電システム設置者に対する助成の効果もあり、計画自体は順調に推移しているものと判断します。

一方、当委員会として今後の本市の自然エネルギー施策が目指すべき方向性を考えた時、早晚達成されるであろう「亀岡・サンパワープロジェクト5M」に続く後の展開が不明確である、という意見が多く出されました。その理由として前計画である「亀岡市地域新エネルギービジョン」に対する検証結果と現計画との整合性が指摘されています。

前計画では「亀岡市の特性や資源を活かした新エネルギーの導入を目指す」という目標のもと太陽光に限らず、水力・風力・バイオマス・地熱など多様な資源が明記されていましたが、平成23年「亀岡市自然エネルギーに関する検討会議」において太陽光の推進を最優先とする旨の提言があったことから今日の施策に至っていることは一定理解できます。

しかしながら、平成24年3月11日に発生した東北大震災を機にエネルギーに関する状況は一変したと考えられます。太陽光発電は固定価格買取制度（FIT）が導入されて以来急速に普及していますが、買取価格の引き下げなど継続性に対する不安要素も出てきています。また、休止している原子力発電に替わり火力発電の割合が高まっていることは、CO₂排出による地球温暖化という世界レベルでの環境問題につながっていきます。

このような状況から、本市のエネルギー施策は何を目指すのか、この点をより明確にしていく必要がある、という意見が多く出されました。

太陽光のみならず再生可能エネルギーの導入も地域性や経済性、技術の成熟など、本市にとって真に活用可能なものであることを十分に検討する必要があります。また身近な取組みとして省エネ活動に取り組むこと、省エネ・再生可能エネルギー導入への啓発活動や次世代を担う子供たちへの環境教育などに取り組むことも重要です。

市民一人ひとりのエネルギーに関する意識を高めながら、並行して本市として活用可能な技術や運用の仕組みなどを検討する必要がある、そのためにも目指すべきビジョンをしっかりと定めていくことが欠かせません。

持続可能な社会を築くためにも、明確なビジョン策定に取り組まれることを強く要望し、当委員会の意見とします。

平成 26 年 12 月 12 日開催
環境厚生常任委員会

— 提 出 資 料 —

(資料 1)

亀岡市子ども・子育て支援事業計画について

【子育て支援課】

(資料 2)

亀岡市障害者基本計画及び第 4 期亀岡市障害福祉計画について

【障害福祉課】

(資料 3)

亀岡市いきいき長寿プラン

～亀岡市高齢者福祉計画・第 6 期亀岡市介護保険事業計画～ について

【高齢福祉課】

(資料 4)

・ 地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために
必要な基準に関する条例（案）の概要について

・ 指定介護予防支援等の基準に関する条例（案）の概要について

【高齢福祉課】

健康福祉部

亀岡市子ども・子育て支援事業計画 策定概要

【計画策定の背景】

- ・平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したことを受けて、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行予定。
- ・「子ども・子育て関連3法」のうちの1つ「子ども・子育て支援法」(第61条)において、全市町村において計画策定が義務付けられる。
- ・新制度では、消費税率の引き上げに伴う財源を子ども・子育て支援分野に重点配分する中で、「幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「待機児童の解消」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指し、子ども・子育て支援施策の量の確保と質の充実を図る。

【新制度のもとでの施策・事業】

◎子ども・子育て支援給付

○子どものための現金給付(例:児童手当)

○子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付(例:認定こども園、幼稚園、保育所)
- ・地域型保育給付(例:家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)

◎地域子ども・子育て支援事業(主なもの)

- ① 利用者支援事業【新規事業】
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 時間外保育事業
- ⑩ 病児病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業

【計画策定の方針】

- ・「子ども・子育て支援法」及び国指針等に基づき、本市の地域性・独自性等を踏まえて、計画を策定。
- ・5年間(平成27年度から平成31年度まで)の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援事業に関する需給計画として策定。

- ・第4次亀岡市総合計画（夢ビジョン）第3章「健康で元気あふれるまちづくり」第3節「子育て支援」等の実現を図る子ども・子育て分野の部門別計画として位置付けるとともに、現行計画（亀岡市次世代育成支援行動計画【後期計画】（＝いきいきかめおかっこ未来プラン）：計画期間 平成22年度から平成26年度まで）の後継計画として、計画を策定。
- ・本市の各種関連計画（地域福祉計画、障害福祉計画、かめおか健康プラン21等）との整合・連携を図り、計画を策定。
- ・亀岡市子ども・子育て会議（条例設置会議）での審議・意見集約、庁内の意見集約、市民意見公募手続き（パブリックコメント）を経て、計画を策定。

【計画の概要・構成（案）】

- 計画の概要
 - ・計画策定の趣旨
 - ・計画の位置づけ
 - ・計画の策定経過
 - ・現行計画の評価
- 子どもを取り巻く現状（＝現状分析・今後の方向性）
 - ・人口（児童数）等の過去推移・今後推計
 - ・幼稚園・保育所の利用状況分析
 - ・地域子ども・子育て支援事業の現状分析
 - ・ニーズ調査結果と現状の課題
- 計画の基本的な考え方
 - ・基本理念、基本目標
 - （例）・地域ぐるみでの子育て支援
 - ・母と児童の健康を支援
 - ・子どもの学びを支援
 - ・子育てしやすく子育て世帯にやさしい安全・安心なまちづくり
 - ・仕事と子育ての両立支援
 - ・子どもの人権を大切にするまちづくり 等々
- 具体的施策（基本目標を達成するための具体的施策）
 - ・基本目標ごとに施策・事業を整理し、施策・事業概要を記載
 - ・具体的施策については、現行計画上、展開すべき施策として盛り込んでいる内容等については、基本的には新計画にも盛り込むことを予定
 - ・新規施策として「利用者支援事業【新規事業】」を検討
- 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
 - ・ニーズ調査結果（一部補正を要する事業については補正結果）を踏まえ、5年間（平成27年度から平成31年度まで）の各事業の必要量（需要）を見

込むとともに、必要量（需要）に対する各サービス提供体制・確保方策（供給体制）を記載

【新制度移行・計画策定に向けてのスケジュール】

平成25年度

- 10月 亀岡市子ども・子育て会議条例 可決（9月定例市議会）
- 11月 亀岡市子ども・子育て会議開催（平成25年度第1回）
会議内容：新制度概要の説明、ニーズ調査実施内容の報告等
- 12月 ニーズ調査の実施
就学前児童・就学児童を対象に各1,500名にアンケート実施
（回収率 約55%）
- 2月 亀岡市子ども・子育て会議開催（平成25年度第2回）
会議内容：ニーズ調査結果の報告等

平成26年度

- 4月 教育・保育等の量の見込み等に係る京都府ヒアリング対応
- 5月 亀岡市子ども・子育て会議開催（平成26年度第1回）
会議内容：計画骨子案の審議、子育て支援施策に係る意見交換等
- 6月 新制度に係る京都府市町村説明会 出席
- 7月 亀岡市子ども・子育て会議開催（平成26年度第2回）
会議内容：新制度関連条例（認可・運営基準条例）案の説明等
- 8月 市議会環境厚生常任委員会 行政報告
- 8月 計画策定に係る京都府ヒアリング対応
- 9月 新制度関連条例（認可・運営基準条例）議案提出（9月定例市議会）
- 11月 計画策定に係る京都府ヒアリング対応
- 11月 亀岡市子ども・子育て会議開催（平成26年度第3回）
会議内容：計画素案の説明・審議等
- 12月 新制度関連条例（放課後児童健全育成事業）議案提出
（12月定例市議会）
- 1月 計画素案のパブリックコメント実施・結果とりまとめ
- 2月 亀岡市子ども・子育て会議開催（平成26年度第4回：予定）
会議内容：パブリックコメント結果報告、計画最終案の報告等
- 3月 計画策定
- 3月 費用・利用者負担に係る規定整備

亀岡市障害者基本計画及び第4期亀岡市障害福祉計画の策定について

1 亀岡市障害者基本計画

○ 計画の性格

障害者基本法に基づく法定計画（障害者施策全般に係る総合計画）

○ 趣 旨

現行の新亀岡市障害者基本計画の期間満了に伴う策定。国の障害者基本計画や基礎調査の結果等を踏まえつつ、市としての計画を策定。（案の概要は「別添資料のとおり」）

2 第4期亀岡市障害福祉計画

○ 計画の性格

障害者総合支援法に基づく法定計画（障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画）

○ 趣 旨

現行の第3期亀岡市障害福祉計画の期間満了に伴う策定。国の基本指針や基礎調査の結果等を踏まえつつ、市としての計画を策定。（案の概要は「別添資料のとおり」）

3 今後のスケジュール

平成26年12月	亀岡市議会（委員会）へ中間報告
平成26年12月 ～平成27年1月	パブリックコメントの実施 庁内各課への意見照会
平成27年 2月	亀岡市障害者施策推進協議会で議論
平成27年 3月	亀岡市障害者施策推進協議会より亀岡市へ計画の提言

（参考：障害者手帳所持者の推移）

（単位：人）

年 度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
身体障害	3,905	4,012	4,171	4,281	4,437	4,523	4,633	4,802
知的障害	632	656	684	719	745	782	807	820
精神障害	212	207	233	267	276	304	339	362
合 計	4,749	4,875	5,088	5,267	5,458	5,609	5,779	5,984

「亀岡市障害者基本計画」(案)の概要

1 基本理念

- 「インクルーシブ」と「リハビリテーション」の理念に基づき、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障害のある人に対する差別を禁止し、合理的な配慮を行う社会をめざします。
- また、「ユニバーサルデザイン」や「セーフコミュニティ」の考え方を施策推進の基本とし、障害のある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国の人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。

2 計画の視点

(1) インクルーシブな社会及びセーフコミュニティの視点

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣などの障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる障壁など、あらゆる障壁(バリア)を取り除き、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限発揮しながら、すべての人が安心して安全に暮らすことができるよう配慮します。

その結果として、アクセシビリティ(利用のしやすさ)を向上させ、すべての市民にとって生活しやすいまちづくりを社会全体で進めていきます。

(2) 意思決定の視点

ライフステージのすべての段階において、障害のある人が自ら選択・決定することができるように、次のことに取り組みます。

- 当事者本位の自立した生活を送るために必要となるさまざまなサービスや支援を行います。
- 支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む市民の主体的な参加を推進します。

(3) 共生の視点

障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を、既存の制度・事業等にとらわれることなく提供できるように、次のことに取り組みます。

- 事業所や関係機関、行政各分野がより緊密な連携を図ります。
- 市民一人ひとりが自立しながら共存し、地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う「共生」のまちづくりを展開します。

3 計画期間

平成27年度から平成32年度までの6年間

4 分野別の施策体系

基本方針	施策の内容
1. ふれあいと交流による「顔の見える」関係づくり ～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～	(1) 障害を理由とする差別の解消 (2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進 (3) 交流・ふれあいの場の充実 (4) ボランティア活動などへの支援 (5) 地域で支える基盤づくり (6) 権利擁護の推進
2. 地域生活を支える体制づくり ～生活支援、保健・医療～	(1) 在宅福祉サービスの充実 (2) 居住支援の充実 (3) 経済的支援の充実 (4) 保健・医療の充実等
3. 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 ～療育・保育・教育～	(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実 (2) インクルーシブ教育システムの構築
4. 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり ～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～	(1) 総合的な就労支援 (2) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 移動条件の整備 (3) 防災対策の推進 (4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済
6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり ～相談体制・情報提供～	(1) 相談体制の充実 (2) 情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の向上
7. 行政サービス等における配慮の推進	(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (2) 選挙における配慮

「第4期亀岡市障害福祉計画」(案)の概要

1 基本理念

- 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

2 計画策定の基盤整備方針

- 必要な訪問系サービスの保障
- 希望する日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 相談支援体制の充実
- 障害児支援体制の整備

3 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

4 平成29年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行(継続)

- 平成25年度末時点における福祉施設入所者のうち、平成29年度末までに15人以上の方がグループホーム等、地域で生活することをめざす。
- 平成25年度末時点における福祉施設入所者数から、平成29年度末時点における福祉施設入所者数を3人以上削減することをめざす。
- (参考) 平成25年度末の福祉施設入所者数：72人

(2) 福祉施設から一般就労への移行(整理・拡充)

- 平成29年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、平成24年度実績の1.5倍(13人)以上をめざす。
- (参考) 平成24年度の移行実績：9人
- 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数について、平成25年度末の実績の5割以上の増加、24人以上をめざす。
- (参考) 平成25年度末の就労移行支援事業利用者数：16人

5 サービス見込量

<障害者等を対象としたサービス>

月平均実利用人数（単位：人）

サービス名	平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービスの計	117	124	131	137
生活介護	236	244	252	260
自立訓練（機能訓練）	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	4	4	4	4
就労移行支援	21	22	23	24
就労継続支援 A 型	23	25	26	28
就労継続支援 B 型	155	163	168	173
療養介護	20	21	21	21
短期入所	54	59	63	67
共同生活援助	69	74	79	84
施設入所支援	72	71	70	69

<障害児を対象としたサービス>

月平均実利用人数（単位：人）

サービス名	平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	63	75	80	90
放課後等デイサービス	92	94	96	98
保育所等訪問支援	0	1	3	5

<相談支援>

年間実利用人数（単位：人）

サービス名	平成 26 年度 見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	250	400	600	650
障害児相談支援	80	120	150	188
地域移行支援	0	3	6	9
地域定着支援	0	1	2	3

亀岡市いきいき長寿プラン 素案の概要

〈 亀岡市高齢者福祉計画・第6期亀岡市介護保険事業計画 〉

健康福祉部高齢福祉課

1 計画策定の趣旨

本市がめざすべき高齢者福祉及び介護保険制度の運営に関する基本理念と計画目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにするため策定する。

2 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画（根拠法令：老人福祉法第20条の8）

すべての高齢者に関する福祉施策全般にわたる計画

(2) 介護保険事業計画（根拠法令：介護保険法第117条）

介護保険給付対象サービスごとの供給量の見込みや、その見込み量を確保するための具体的な方策を示す計画

※ 両計画とも高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるように支援することを目的としており、これを共に実現するためには保健・医療・福祉・介護の連携した取り組みが必要となることから、「いきいき長寿プラン」として一体的に策定する。

3 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

4 計画策定の方法

(1) 二次予防事業対象者把握事業・介護満足度調査の実施

(2) 亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会の開催

(3) パブリックコメントの実施

（平成26年12月15日から平成27年1月14日まで）

5 計画の構成

第1章 計画の策定にあたって

第2章 亀岡市の高齢者等の現状と将来見込み

第3章 基本理念と施策の体系

第4章 取り組み方針と主な施策像

第5章 介護保険サービス

第6章 計画の推進にあたって

6 基本理念 ※前期計画を踏襲

「住んでよかった亀岡、老後も楽しい亀岡」

市民が互いの協力のもとに、高齢になっても、住み慣れた地域で健康でいきいきと充実した生活を送ることができる社会の構築を基本理念として掲げる。

7 計画の目標 ※前期計画を踏襲

(1) 安心長寿のまち

高齢者が支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活を継続できるまち

(2) 生きがい長寿のまち

高齢者が自らの知識や経験を生かし、積極的に社会参加でき、健康で生きがいを感じることができるまち

(3) ふれあい長寿のまち

高齢者一人ひとりの尊厳が守られ、地域全体で支え合い・助け合える、住民同士のふれあいのあるあたたかなまち

(4) やさしい長寿のまち

高齢者や障害者をはじめ、誰もが暮らしやすい生活環境が整備された人にやさしいまち

8 施策の体系

(1) 地域支援事業の充実

- ① 認知症施策の推進（重点）
- ② 在宅医療・介護連携の推進（重点）
- ③ 生活支援サービスの体制整備（重点）
- ④ 地域ケア会議の推進（重点）

(2) 安全・安心な暮らしを支える体制づくり

- ① 高齢者を地域で見守る仕組み
- ② 身近な地域における住まいの確保（重点）
- ③ 高齢者の権利擁護の推進

(3) 健康づくりと介護予防の総合的推進

- ① 健康づくりの推進
- ② 介護予防の推進（重点）

(4) 高齢者福祉サービスの充実

- ① 介護保険サービスの提供
- ② 高齢者の自立生活への支援

(5) 生きがいづくり・社会参加の促進

- ① 生きがいづくりへの支援
- ② 地域参加・社会参加の促進
- ③ 高齢者の就業支援

9 計画策定の経過と今後のスケジュール

平成 25 年 12 月 二次予防事業対象者把握に係る調査の実施

平成 26 年 1 月 介護満足度調査の実施

7 月 第 1 回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会

8 月 第 2 回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会

10 月 第 3 回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会

11 月 第 4 回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会

12 月 パブリックコメント制度による意見募集（予定）

平成 27 年 2 月 第 5 回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会

環境厚生常任委員会にパブリックコメントの結果報告及び
計画案（介護保険サービス等）の説明

3 月 介護保険料の改定について条例提案

第 6 回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会

地域包括支援センターが包括的支援事業 を実施するために必要な基準に関する条 例（案）の概要について

平成26年12月
健康福祉部 高齢福祉課

1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」（平成25年法律第44号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されました。これにより、今まで厚生労働省令により全国一律に定められていた「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」について平成27年4月1日までに地方自治体が条例で定めることになりました。

2 条例施行日

平成27年4月1日

3 基準の分類

基 準	内 容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

4 亀岡市の考え

区分	基 準	市の考え方
「従うべき基準」	職員に係る基準及び員数 1 の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員(第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずるもの 1人	国の基準のとおりとします。 ※3,000人未満の場合についても、省令に準じて規定します。
「参酌すべき基準」	基本方針等 1 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。 2 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。	国の基準のとおりとします。

※亀岡市暴力団排除条例に基づき、地域包括支援センターの委託を受けることができる法人の役員等が暴力団員等でないことを規定します。

5 関係法令

改正根拠法令	介護保険法第115条の46第4項
従来の基準	地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準

指定介護予防支援等の基準に関する 条例（案）の概要について

平成26年12月
健康福祉部 高齢福祉課

1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」（平成25年法律第44号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されました。これにより、今まで厚生労働省令により全国一律に定められていた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」について平成27年4月1日までに地方自治体が条例で定めることになりました。

2 条例施行日

平成27年4月1日

3 基準の分類

基 準	内 容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

4 亀岡市の考え

本市で制定する条例について、国の基準とほぼ同様に考えていますが、下記の事項を本市の独自の基準として設ける予定です。

(1) 暴力団の排除

亀岡市暴力団排除条例に基づき、申請者等が暴力団関係者でないことを規定します。

(2) 文書の保存期間

基 準	市の考え方
指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>2年間</u> 保存しなければならない。 ①指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ・介護予防サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議等の記録 ・評価の結果の記録 ・モニタリングの結果の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	地方自治法により、地方公共団体の金銭債権の時効は5年と規定されていることから、サービス提供等の記録文書の保存期間を5年と規定します。

5 関係法令

改正根拠法令	介護保険法第59条、第115条の22、第115条の24
従来の基準	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準